

令和 4 年 4 月 8 日
人 事 課

教員の懲戒処分について

昨日付で、標記について、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第 49 条第 9 号の規定により、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

所属	補職	性別	年齢	処分内容
国際総合科学群	教授	男性	50 代	停職 5 か月

2 事案の概要

当該教員の言動について、複数の教職員からハラスメント防止委員会に対し、被害申立てがありました。同委員会は、令和 3 年 10 月に調査委員会を設置し、事実確認並びに審議をした結果、令和 3 年 1 2 月に当該教員の言動をハラスメント(パワー・ハラスメント)として認定しました。これを受け、懲戒審査委員会で懲戒処分の必要性、内容・程度等を審議し、上記処分を決定したものです。

3 相原道子学長のコメント

パワー・ハラスメントは、個人の人格を傷つける行為であるとともに、学修・研究・勤務上の環境を害する深刻な問題につながる行為です。本学の教員がハラスメント行為を行ったことは誠に遺憾であり、このことを重く受け止め心よりお詫び申し上げるとともに、全学を挙げて再発防止に取り組んでまいります。